

答 申

1 審査会の結論

異議申立人が行った個人情報開示請求に対し、帯広市長がこれを非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

平成 23 年 2 月 24 日付異議申立書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市個人情報保護条例（平成 7 年条例第 41 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が当該異議申立人の子である○（以下「子」という。）の法定代理人として行った「平成 19 年度から平成 22 年度の間で子育て支援課で相談した○について○が相談した内容についての報告書」（以下「本件文書」という。）の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成 23 年 2 月 16 日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している理由は次のように要約される。

ア 異議申立人は、今まで子育てについて相談や指導を受けてきたが、その内容がどのように記録されているのか確認したい。

イ しかし、実施機関が「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」に該当し非開示とした理由が納得できない。

3 実施機関の説明要旨

平成 23 年 6 月 17 日付意見書並びに同月 24 日及び同年 8 月 9 日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

実施機関は、本件文書を次のとおり特定した。

ア 1歳6か月児健診以降、異議申立人が記載した各種健診票・アンケートに基づく聞き取り記録、実施機関の職員が異議申立人と実施した相談等記録

イ 平成〇年〇月、保育所からの通告後、実施機関の職員が実施した父母面接及び母面接の記録

(2) 本件文書を非開示とする理由について

本件文書の開示請求時点で、帯広児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の措置を決定するまでの間、異議申立人を含む保護者と子を分離する目的で同法に基づく一時保護を行っていたところ、同措置を決定するまでの間に、実施機関が本件文書を開示することで、同相談所の決定に支障が生ずるおそれがあったことから、条例第17条第5号の「開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものとして非開示決定をしたものである。

また、個人情報開示請求制度が自己に関する情報をコントロールすることを目的としていることやこれまでの異議申立人と実施機関との対応の経過を踏まえると、本件開示請求は本人である子の権利利益の保護につながるとはいえない。

なお、異議申立人の家庭は、その後、児童福祉法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司の指導の下に、徐々に通常の生活を取り戻しつつある状況にあり、帯広児童相談所への送致に至る経過が記録されている本件文書を開示することにより、今後における異議申立人の家庭の再統合の妨げとなるおそれがある。

4 審査会の判断

(1) 本件請求の経過等について

実施機関の説明及び当審査会の本件文書の見分によれば、異議申立人が本件請求に至るまでの経過は次のとおりと認められ、また、本件文書は3(1)において実施機関が特定したとおりと認められた。

(経過等は省略)

(2) 実施機関(子育て支援課)の業務について

実施機関（子育て支援課）は、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関等により構成される「帯広市要保護児童対策地域協議会」の事務局として、子どもに関する虐待の相談・通告窓口としての機能を担っている。

相談・通告を受けた実施機関は、情報の緊急性や危険性を念頭において相談・通告者の意図に配慮してできるだけ正確な状況把握に努め、緊急性の判断、継続的支援の方向性、関係機関の連携体制の判断を行い、緊急と認める場合は、児童相談所に送致・援助を行うものである。この対応に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮されるものである。

(3) 条例第 17 条第 5 号の該当性について

条例第 17 条第 5 号では、「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ・・・があるもの」については、当該個人情報を開示しないとしている。

実施機関の説明及び当審査会の本件文書の見分によれば、実施機関は本件文書に記載された内容を添付し、帯広児童相談所に対し児童福祉法に基づく措置等を求めるため子の送致手続をとったところ、同相談所は、同法に基づく一時保護の措置を実施したことが認められる。

帯広児童相談所は、児童福祉法に基づく措置等を決定するため、保護者の意向を確認するための面接が必要となるが、本件文書には同相談所への送致までの経過、異議申立人等に対する評価等が記載されていると認められることから、本件文書を開示することにより、当該面接における異議申立人を含む保護者の説明に影響を及ぼすことは容易に想定され、その結果、同相談所の決定に影響を及ぼすおそれがあることは明らかである。

したがって、本件文書を開示することにより、条例第 17 条第 5 号に規定する「開示することにより、・・・意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものと認めるのが相当である。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件文書を非開示とした決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 23 年 6 月 6 日	・ 諮問書の受理
平成 23 年 6 月 7 日	・ 異議申立人に対して、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について通知 ・ 諮問実施機関に対して、意見書の提出及び事実の陳述について通知
平成 23 年 6 月 17 日	・ 諮問実施機関からの意見書及び事実の陳述者の報告書を受理
平成 23 年 6 月 24 日	・ 諮問実施機関の事実の陳述 ・ 審議 ・ 諮問実施機関に対して、異議申立てに係る個人情報記録されている公文書の提出の求め ・ 諮問実施機関から、公文書の提出を受理
平成 23 年 7 月 15 日	・ 諮問実施機関に対して、資料の提出等について通知
平成 23 年 7 月 22 日	・ 諮問実施機関からの資料を受理
平成 23 年 8 月 9 日	・ 諮問実施機関の事実の陳述 ・ 審議 ・ 答申